

よくあるご質問 (FAQ)

Q 1 報告は義務ですか？

A 医療法第6条の3の規定に基づき、県下の全医療機関（病院、医科診療所、歯科診療所、助産所）を対象に実施しています。必ず報告いただくようお願いします。

Q 2 期日までに報告が完了しなかった場合どうなりますか？

A 未報告の施設は、システムの仕様上、医療情報ネットに情報が公開されません。

Q 3 G-MIS のユーザ名がわかりません。

A アカウント情報は、登録いただいたメールアドレスあてに、厚生労働省の事務局 (info@g-mis.net) からメールで案内済みです。

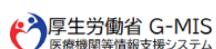
Q 4 G-MIS のログインパスワードがわかりません。

(パスワードの初期設定をしていない場合を含む)

A 県では各施設のパスワードを管理していません。以下の手順で、パスワードを設定してください。

【インターネットで G-MIS に接続 ⇒ 青色のログインボタン下にある「パスワードをお忘れですか？」をクリック ⇒ ユーザ名を入力 ⇒ パスワードリセットボタンを押下】

上記操作後、登録アドレスに自動送信メールが届きますので、メールの案内に沿ってパスワードの設定を行なってください。



G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめてあります。
G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

ユーザ名

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れですか？



パスワードをお忘れですか？

パスワードをリセットするには、ユーザ名を入力してください。
登録されているメールアドレス宛にご案内メールをお送りします。

ユーザ名

パスワードリセット

キャンセル

Q 5 G-MIS アカウントが発行されているかどうかわかりません。

A 定期報告案内メールが届いた施設は、G-MIS アカウント発行済みの施設です。

登録メールアドレスに、厚生労働省の事務局 (info@g-mis.net) からメールがきていないかどうか、迷惑メールフォルダ等も含めて確認してください。

⇒それでも不明な場合のみ「医療機能情報提供制度に係る令和6年度定期報告の御案内」P.3 の問い合わせ先へ確認

Q 6 医療法人用の G-MIS アカウントで、医療機能情報の報告ができますか？

A G-MIS アカウントには「医療法人用」と「医療機関用」の2種類があります。

医療法人用のアカウントは、法人の事業報告等を行うためのアカウントで、医療機能情報の報告には使用できません。

(参考) 厚生労働省 HP 「医療法人における G-MIS での届出等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

Q 7 新規報告・定期報告・随時報告の違いについて教えてください。

A 定期報告期間中は、「新規報告」または「定期報告」により報告してください。

新規報告	新しく医療機関を開設し、新規報告する場合にのみ使用します。新規報告のステータスが確認完了済になると、ボタンはグレーアウトされ、使用不可になります。 ※ 新規報告のステータスが「確認完了済」になるまでは、定期報告・随時報告等のボタンはグレーアウトされ、使用できません。
定期報告	年1回行う定期報告時に使用します。 定期報告期間中のみ使用可能になります。
(随時報告) <u>※今回の報告では 使用しません</u>	新規報告・定期報告以外のタイミングで、報告情報を修正する場合に使用 します。なお、報告項目のうち、①医療機関の名称、②医療機関の開設者名、③医療機関の管理者名、④医療機関の所在地、⑤医療機関の住民案内用電話番号及びファックス番号、⑥診療科目、⑦診療科目ごとの診療日、⑧診療科目ごとの診療時間、⑨病床種別及び許可（届出）病床数については、医療機関の基本情報として重要な事項であるため、変更等があった時点で、県知事へその都度報告（随時報告）することとなります。

Q 8 新規開設した医療機関で、定期報告期間中に「新規報告」を実施した場合、改めて「定期報告」を実施する必要がありますか？

A 改めて「定期報告」を実施いただく必要はありません。新規報告や定期報告の報告種別を問わず、一年に一回以上の報告が確認できれば問題ありません。

Q 9 定期報告の際、保険医療機関番号の入力を求められますが、入力は必須ですか？

A 保険医療機関番号を入力すると、前年度のレセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報の集計結果が一部事前入力されますので、必要に応じて参考にしてください。(保険診療を行なっている病院、診療所のみ)

<保険医療機関番号>

「都道府県番号（広島県：34）」+「点数表番号」+「医療機関コード（7桁）」の10桁の番号です。点数表番号は、医科が「1」、歯科が「3」で、医療機関コードが不明の場合、中国四国厚生局のページからそれぞれ確認してください。

(番号の照会は県では対応していません。各施設で確認いただくようお願いします。)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryoukikanshitei.html>

Q10 保険医療機関番号を入力しても、エラーがでて先に進むことができません。

A まずは、保険医療機関番号が正しく入力できていることを確認してください。

再入力しても解消されない場合、何らかの理由により、前年度のレセプト情報の集計結果が該当システムに登録されていない可能性があります。「スキップする」で次画面に進み、お手数ですが、実績を各自で入力してください。

Q11 令和5年度定期報告を実施しましたが、今年度もまた一から報告が必要ですか？

A 令和6年度報告からは、令和5年度報告を完了している場合に限り「一括入力完了」機能を使用することができます。ただし、一部の報告項目には反映されないことがあるため、残りは「入力」ボタンより登録してください。

Q12 報告した情報はどこで公開されますか？

A 報告完了後、県での承認作業を経て、厚生労働省「医療情報ネット」にて情報公開されています。

<医療情報ネットの URL >

- 全国 TOP ページ（全都道府県の情報を検索するための TOP ページ）

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

- 広島県用 TOP ページ

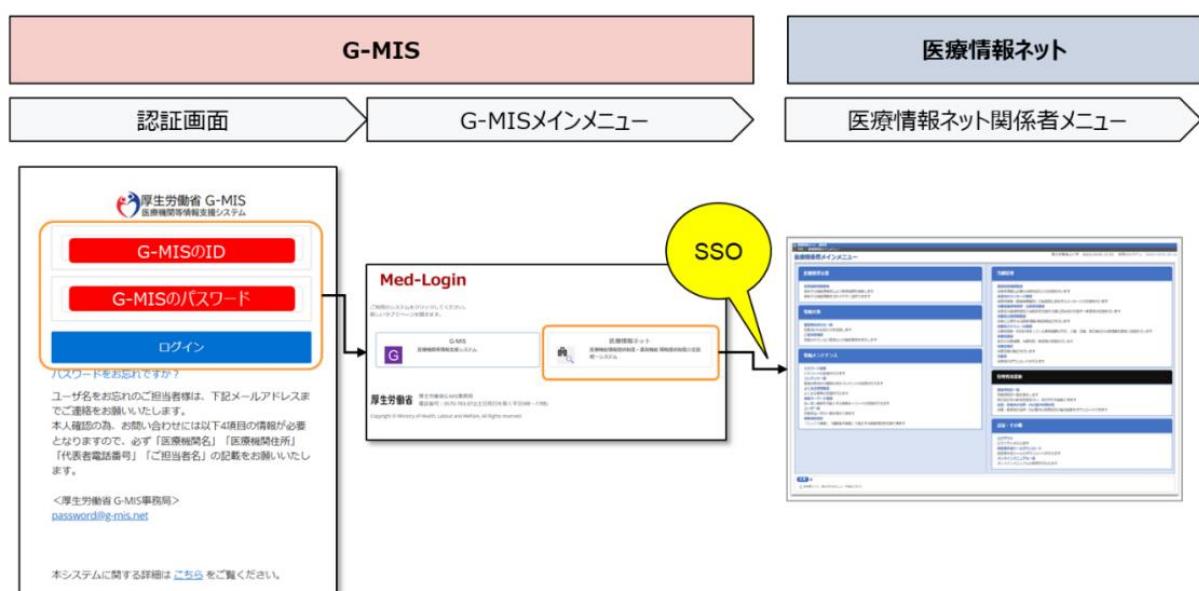
<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34>

Q13 G-MIS メインメニューの右隣に表示される「医療機能情報ネット」とは何ですか？

A 上記Q12 記載「医療情報ネット」の医療関係者ログイン入口です。

住民・患者向けには非公表となっている項目で医療機関情報を検索できる機能等がありますので、必要に応じて御活用ください。

詳細については、マニュアル「医療情報ネットの関係者機能について」を参照してください。



Q14 報告内容を印刷する方法はありますか？

A G-MIS では、報告後に自ら入力した最新の報告内容を印刷する機能は具備されておりませんが、最新の報告が公表されたのち、医療情報ネットにて最新の報告内容を印刷することができます。（R7.4.1 以降）

【印刷手順】

1. 医療情報ネット関係者向けメニューにログイン

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

※ G-MIS メインメニューからもログイン可能です 【Q13 参照】

医療情報ネット（ナビイ）

2. 「医療機関情報検索」をクリックし検索を実行

3. 目的の医療機関を検索し、検索結果一覧から医療機関をクリック

4. 「医療機関情報詳細画面」にて「印刷プレビュー」ボタンを押下

医院

概要 基本情報 診療所へのアクセス 診療所内サービス等 費用負担等 診療内容、提供保健・医療・介護サービス 医療の実績、結果に関する事項

印刷プレビュー

医療機関概要

〒738-0024 広島県廿日市市 [Googleマップで見る](#)

ルート1 広島電鉄 宮島線 廿日市市役所前 徒歩5分

特記事項

TEL (0829-) FAX (0829-)

http://

アイコンの説明

外来特記事項

連絡担当者詳細

外来区分 一般

施設詳細

5. 全項目をまとめた画面が表示されるので、ブラウザの印刷機能にて印刷を行う